

議案第107号

勝山市視聴覚ライブラリー設置条例の一部改正について

勝山市視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

教育に関する事務の職務権限の一部を、教育委員会から市長に移管することに伴い、関連する条例についてこの案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例

勝山市視聴覚ライブラリー設置条例(昭和53年勝山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が規則で定める。	(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。